

町内飲食店新型コロナウイルス 感染防止対策助成金

芦屋町では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための店づくりに必要な備品購入等を行う町内の飲食店に対し、町内飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金を給付します。

● 支給対象

- ① 町内において営業の実態があり、申請日時点において飲食店もしくは接待を伴う飲食店等を運営していること。
- ② 福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染症対策助成金もしくは福岡県接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金の交付を受けていること。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していないこと。

● 支援額

対象となる支出額の範囲	1店舗当たりの助成額
県からの助成額を差し引いた 1万円以上2万円未満	1万円
県からの助成額を差し引いた 2万円以上3万円未満	2万円
県からの助成額を差し引いた 3万円以上4万円未満	3万円
県からの助成額を差し引いた 4万円以上5万円未満	4万円
県からの助成額を差し引いた 5万円以上	5万円
※複数店舗を有する事業者については、10万円を上限に助成（1店舗あたりの限度額は5万円）	

● 申請書類及び提出方法

芦屋町の申請書に必要事項を記入し、下記の添付書類を同封のうえ、送付してください。

【必要書類】

- ① 福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染症対策助成金もしくは福岡県接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金の交付が決定された通知書
- ② 対象期間内において、感染防止対策として令和3年2月28日までに購入した対象物品の購入明細が確認できる書類
- ③ 領収書(台紙に添付)
- ④ 振込口座確認書類(通帳の写し等)
- ⑤ 営業実態が確認できる書類(店舗写真等)

※必要に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

● 提出期間

令和2年11月2日(月)～令和3年~~3月31日(水)~~5月31日(月)

※令和3年~~3月31日(水)~~5月31日(月)までに提出された申請書類に不備があり、令和3年~~4月9日(金)~~6月10日(木)までに不備が解消されていない場合、受付できません。

● 申請から支給までの流れ

